

舞鶴市地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業 仕 様 書

第1 総則

この仕様書は、令和4年4月1日から実施する「舞鶴市地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業」に係る業務の委託について、その内容等を定めたものである。

第2 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第3 事業の目的

市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができるよう、就学前までの子どもとその保護者等が気軽に集うことのできる場を設け、子育て親子等の交流や相談援助を通して、育児の孤立化を防止し、子育てに関わる保護者等の不安感、負担感の緩和を図り、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。
(子ども・子育て支援法第59条第1号及び同条第9号に基づく事業)

第4 事業の対象者

- (1) 就学前までの児童とその保護者等
- (2) 妊婦とその家族
- (3) その他特に市長が必要と認めたもの

第5 地域子育て支援拠点について

事業の実施のために必要な拠点を舞鶴市内に置く

第6 委託事業の概要

事業者は、舞鶴市子育てひろば事業実施要領（令和2年4月1日施行）に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業の内容について

(1) 基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置するとともに、子育て親子間の交流を深める取組等を実施する。
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助を実施する。
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供する。
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動すること

を希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。

(2) アウトリーチ・共生事業

① 妊娠家庭向け事業

妊娠期からの利用促進を図るため、子どものいる暮らしがイメージできたり先輩ママとの交流等、妊娠・出産・子育てに前向きになれる取組を実施する。(月1回以上)

② 出張ひろば事業

孤立予防や潜在する不安の掘り起こしを図るため、繋がりのかきかけづくりとして、市内の施設等を利用し、子育てひろばを開設する。(月1回以上)

③ 家庭訪問事業

孤立予防を図るため、繋がりのかきかけづくりとして、事務局から依頼のあった3歳以下の子どもを持つ転入家庭等を訪問し、舞鶴市の子育て支援情報を提供するとともに、子育てに関する相談を行う。(平均月2件以上)

④ 次世代育成事業(高校・高等教育機関)

高校・高等教育機関と協働で学生と子育て家庭の交流を図り、命の大切さへの気づきや、抱っこをはじめとする乳幼児との接し方など、将来親になるための学びの機会を創出する。(年に1回以上)

⑤ 次世代育成事業(小・中学校)

小・中学校において定期的に「子育てひろば」を開設し、生徒と子育て家庭の交流を図り、互いを知ることで、豊かな心や思いやりを育み、命の大切さを学ぶ機会とする。(2か月に1回以上)

⑥ 多世代交流事業

子育て世代と様々な世代との交流を図るため、高齢者や学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する。(年に数回)

⑦ 地域・他機関連携

地域の様々な機関と連携し、伝統文化や習慣・行事等を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組を実施する。(年に数回)

⑧ 共生に係る講座等

共生社会への機運を高めるため、共助・共生が意識できる講座などを実施し、地域の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組を実施する。(年に数回)

⑨ その他

スタッフや子育てひろばの質の向上のため、研修参加やスタッフ会議を積極的に行う。(年に数回) また、基本の子育てひろば開設時の相談対応を強化するために、必要に応じスタッフを増員する。(適時)

2 実施場所について

子育て親子の交流の場（実施施設）は、舞鶴市内で事業を実施する。なお、出張ひろばや家庭訪問については市内一円とする。

3 開館日について

(1) 開館日

週3日以上開設 月曜日～金曜日で、年間156日以上
(事業によっては土・日・祝日臨時開設してもよい)

(2) 開館時間

午前9時から午後4時までの間で1日あたり5時間以上

(3) 休館日

- ①開館日以外の平日、土曜日、日曜日
- ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17号）に定める休日
- ③1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- ④その他市長が必要と認めた日

(4) 前3号の規定にかかわらず、地震・火災その他気象警報発令時等、開設を継続することにより利用者の安全が危ぶまれる場合は、委託者と受託者とで協議の上で開設するかどうかを判断することとする。

4 運営体制について

(1) 事業の企画、運営を専門に担当する専任の職員（以下「事業担当職員」という。）を2名以上置くものとする。

(2) 事業担当職員は、子育て親子の支援に関して意欲があつて、子育ての知識と経験を有し、地域の子育て事情に精通している者とする。

(3) 事業担当職員は、「子育て支援員研修」等に積極的に参加し、指導技術の向上に努める。

5 安全面での配慮や対応方法について

- (1) 緊急時(けが・急病等)の対応と防止策
- (2) 衛生管理(感染症等)
- (3) 安全対策(利用者の来館時の安全確保等)
- (4) 防犯対策(不審者対策等)

6 事業内容の向上について

- (1) 職員の質の向上、研修
- (2) 利用者等からの要望や苦情対応
- (3) 市との連携、情報共有